

株式会社 コ ロ ナ 定 款

株式会社 コ ロ ナ 定 款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、株式会社コ ロ ナと称し、英文では CORONA CORPORATION (CORONA CORP.)と表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 石油器具・ガス器具の製造販売
2. 家庭用電気製品の製造販売
3. 建具・家具・什器・ユニットバス・キッチン・トイレ等の住宅設備機器の製造販売
4. 金属工作機械・金属加工機械の製造販売
5. 管工事業
6. 電気工事業
7. 水道施設工事業
8. 倉庫業
9. 貨物自動車運送取扱事業
10. 不動産の賃貸および管理
11. 総合リース業
12. 投資業
13. 金融業
14. 損害保険代理業および自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業ならびに生命保険の募集に関する業務
15. 農作物の生産、加工、販売、卸および肥料・飼料・有機農業資材の製造販売
16. 美容・健康・環境・衛生に関する製品の製造販売およびサービスの提供
17. 上記各号に附帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を新潟県三条市に置く。

(機関)

第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査等委員会
3. 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、9,000万株とする。

(単元株式数)

第 7 条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 8 条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
4. 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第 9 条 当社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株式取扱規則)

第 10 条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(株主名簿管理人)

第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- ③ 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

第 3 章 株 主 総 会

(招集)

第12条 当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集地)

第14条 株主総会は、本店所在地またはその隣接地において招集する。

(招集権者および議長)

第15条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- ② 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- ② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行

う。

- ② 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第18条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- ② 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

(員数)

第19条 当会社の取締役は、17名以内とする。

- ② 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は5名以内とする。

(選任方法)

第20条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会において選任する。

- ② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- ③ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。
- ④ 当会社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。
- ⑤ 前項の補欠の監査等委員である取締役の選任の効力は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(任期)

第21条 取締役(監査等委員であるものを除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ③ 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

- ② 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会規則)

第23条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(取締役会の招集権者および議長)

第24条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- ② 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- ② 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第26条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役への重要な業務執行の決定の委任)

第27条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(報酬等)

第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株

主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第29条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- ② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 5 章 監査等委員会

(常勤の監査等委員)

第30条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会規則)

第31条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

(監査等委員会の招集通知)

第32条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- ② 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。

第 6 章 会計監査人の責任

(会計監査人の責任限定契約)

第33条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第 3 4 条 当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日までの 1 年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第 3 5 条 当会社は、剰余金の配当等会社法第 4 5 9 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第 3 6 条 当会社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 3 1 日とする。

② 当会社の中間配当の基準日は、毎年 9 月 3 0 日とする。

③ 前二項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第 3 7 条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

(附則)

第 1 条 当会社は、会社法第 4 2 6 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役であった者の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

第 2 条 変更前定款第 1 6 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更後定款第 1 6 条（電子提供措置等）の新設は、2 0 2 2 年 9 月 1 日から効力を生ずるものとする。

② 前項の規定にかかわらず、2 0 2 3 年 2 月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第 1 6 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。

③ 本附則第 2 条は、2 0 2 3 年 3 月 1 日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

(付則)

昭和25年	4月26日	認証	昭和61年	6月16日	変更
昭和27年	12月10日	変更	平成1年	9月7日	変更
昭和29年	9月10日	変更	平成2年	3月22日	変更
昭和30年	4月7日	変更	平成2年	12月14日	変更
昭和30年	7月4日	変更	平成3年	5月11日	変更
昭和30年	10月27日	変更	平成3年	7月19日	変更
昭和32年	6月2日	変更	平成4年	2月21日	変更
昭和34年	12月29日	変更	平成4年	7月17日	変更
昭和35年	4月11日	変更	平成6年	7月18日	変更
昭和36年	11月15日	変更	平成7年	7月18日	変更
昭和39年	9月29日	変更	平成8年	7月18日	変更
昭和41年	9月29日	変更	平成9年	7月17日	変更
昭和43年	1月31日	変更	平成10年	6月26日	変更
昭和43年	4月25日	変更	平成12年	6月29日	変更
昭和43年	9月25日	変更	平成13年	6月28日	変更
昭和44年	9月28日	変更	平成14年	6月27日	変更
昭和47年	5月4日	変更	平成15年	6月27日	変更
昭和48年	4月2日	変更	平成16年	6月25日	変更
昭和49年	11月29日	変更	平成17年	6月28日	変更
昭和50年	6月18日	変更	平成18年	6月28日	変更
昭和51年	6月20日	変更	平成21年	6月25日	変更
昭和51年	9月28日	変更	平成22年	6月29日	変更
昭和54年	9月26日	変更	平成25年	6月27日	変更
昭和56年	3月23日	変更	平成26年	6月27日	変更
昭和56年	12月3日	変更	平成28年	6月28日	変更
昭和58年	5月21日	変更	令和4年	6月28日	変更